議 事 日 程

平成29年 第2回定例会 2月22日(水) 午後2時00分 五所川原市金木庁舎 4階 第1会議室

- 第1 開会
- 第2 会議録署名委員の指名
- 会期の決定 第3
- 第4 前回会議録の承認(第1回定例会)
- 第5 教育長の報告
- 第6 付議案件
 - 1 議案第3号 金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例 の制定について
 - 議案第4号 金木高等学校市浦分校管理規則等を廃止する規則の 2 制定について
 - 五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則 3 議案第5号 の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第6号 五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関 4 する規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 5 議案第7号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
 - 6 議案第8号 五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の 一部を改正する規則の制定について
 - 五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例 議案第9号 の制定について
 - 議案第10号 平成29年度五所川原市の教育の教育目標、方針、 8 重点について
 - 9 議案第11号 県費負担教職員人事の内申について

第7 その他

平成 2 9 年

五所川原市教育委員会 第 2 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

付議案件

1	議案第3号	金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 1
2	議案第4号	金木高等学校市浦分校管理規則等を廃止する規則の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 8
3	議案第5号	五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則 の一部を改正する規則の制定について ・・・・・・		P 1 7
4	議案第6号	五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について · ·		P 2 2
5	議案第7号	五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する 条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 2 9
6	議案第8号	五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の 一部を改正する規則の制定について ・・・・・・		P 4 0
7	議案第9号	五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例 の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 4 4
8	議案第10号	平成29年度五所川原市の教育の教育目標、方針、 重点について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 4 8
9	議案第11号	県費負担教職員人事の内申について ・・・・・・・	·· 別	P 6 4 冊(回収)

議案第3号

金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定について

金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例を平成29年五所川原市議会第1回 定例会に五所川原市長名において提出するため、これを提案する。

平成29年2月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

金木高等学校市浦分校が平成29年度をもって閉校するにあたり、関係条例を廃止し、 及び改めるため提案するものである。 金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例(案)

(金木高等学校市浦分校設置条例及び金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例 の廃止)

- 第1条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 金木高等学校市浦分校設置条例(平成17年五所川原市条例第82号)
 - (2) 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例(平成17年五所川原市条例第8 3号)

(五所川原市教職員住宅設置条例の一部改正)

第2条 五所川原市教職員住宅設置条例(平成17年五所川原市条例第79号)の一部を 次のように改正する。

第3条第1項中「及び金木高等学校市浦分校」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の廃止前に納付し、又は納付すべきであった授業料については、なお従前の例による。

○金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例新旧対照表(第2条関係 五所川原市教職員住宅設置条例の一部改正)

改正後	改正前
(入居資格) 第3条 五所川原市教職員住宅に入居できる者は、五所川原市立小中学校に勤務する教職員及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)とする。 2 略	

○金木高等学校市浦分校設置条例

平成17年3月28日五所川原市条例第82号

金木高等学校市浦分校設置条例

(設置)

第1条 市における教育水準の向上に資するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校として、金木高等学校市浦分校を設置する。 (名称及び位置)

第2条 金木高等学校市浦分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
金木高等学校市浦分校	五所川原市磯松赤川3番地42号

附則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

平成17年3月28日五所川原市条例第83号

改正

平成19年12月21日五所川原市条例第44号 平成22年3月31日五所川原市条例第18号 平成26年3月18日五所川原市条例第8号

金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、金木高等学校市浦分校(以下「市浦分校」という。)の入学料及び授業料の 徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学料及び授業料)

第2条 入学料及び授業料は、次のとおりとする。

入学料 2,100円

授業料 1箇月につき 2,700円

(授業料の納付等)

- 第3条 授業料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度内の授業料は前納できるものとする。この場合において、退学 (転学、転籍による退学を含む。以下同じ。)により過納となった授業料は、還付する。 (学年中途の入学及び退学の場合における授業料の徴収)
- 第4条 学年の中途で入学(転籍による入学を含む。以下同じ。)し、又は退学した生徒に係る授業料は、次に掲げる算定方法により徴収する。
 - (1) 学年の中途で入学した生徒にあっては、当該事由発生日の属する月から徴収する。
 - (2) 学年の中途で退学した生徒にあっては、当該事由発生日の属するその月まで徴収する。 (入学料の納付方法)
- 第5条 入学料は、入学の許可の日から7日までに納付しなければならない。 (授業料の免除)
- 第6条 市長が特別の事由があると認めたときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。 (季任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、市浦分校の入学料及び授業料の徴収に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例 (昭和30年市浦村条例第32号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相 当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年12月21日五所川原市条例第44号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日五所川原市条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日以前に係る金木高等学校市浦分校の授業料及び授業料の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月18日五所川原市条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き金木高等学校市浦分校に在学 する生徒の授業料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者で施行日以後に金木高等学校市浦分校に転学又は編入学するものに係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

平成17年3月28日五所川原市条例第79号

改正

平成19年3月16日五所川原市条例第15号 平成27年6月19日五所川原市条例第22号

五所川原市教職員住宅設置条例

(設置)

- 第1条 市における教育の円滑な実施に資するため、五所川原市教職員住宅を設置する。 (名称)
- 第2条 五所川原市教職員住宅の名称、構造及び戸数は、別表のとおりとする。 (入居資格)
- 第3条 五所川原市教職員住宅に入居できる者は、五所川原市立小中学校及び金木高等学校市浦分校に勤務する教職員及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)とする。
- 2 前項の資格を喪失した場合は、速やかに退居しなければならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、当該各号に規定する期間において退居を猶予する。
 - (1) 管内転出発令後 1箇月以内
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に事情があり退居が適当でないと認められる場合 当該事情 が解消されるまでの期間

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、教職員住宅の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規 則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 別表中

Γ	喜良市小学校	同	金木町喜良市千苅213番地	JJ	2
	金木小学校	叵	金木町芦野84番地54	JJ	2

とあるのは、平成17年3月28日から平成17年3月31日までの間

Γ	喜良市小学校	同	金木町喜良市千苅213番地	II .	2	
	金木中学校	回	金木町芦野234番地1	JJ	2	
	金木小学校	同	金木町芦野84番地54	II.	2	

と読み替え、

Γ	金木南中学校	同	金木町嘉瀬上端山崎89番地2	II .	2	
	市浦中学校(昭和55年度建	同	相内岩井81番地326	II	1	
	築分)					

とあるのは、平成17年3月28日から平成17年3月31日までの間

Γ	金木南中学校	同	金木町嘉瀬上端山崎89番地2	"	2
	市浦中学校(昭和47年度建	同	相内岩井81番地324	補強コンクリ	5
	築分)			ートブロック	
				造	
	市浦小学校(昭和48年度建	同	相内岩井81番地324	"	1
	築分)				
	金木高等学校市浦分校(昭	同	磯松赤川13番地42	"	1
	和48年度建築分)				

市浦中学校(昭和49年度建同 相内岩井81番地399	II .	5
築分)		
金木高等学校市浦分校(昭同 磯松赤川3番地125	木造	1
和54年度建築分)		
市浦中学校(昭和55年度建同 相内岩井81番地326	<i>11</i>	1
築分)		

と読み替えるものとする。

附 則 (平成19年3月16日五所川原市条例第15号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日五所川原市条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部改正)

2 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例(平成17年五所川原市条例第80号)の一部を次のように 改正する。

(次のよう略)

別表 (第2条関係)

名称	位置	構造	戸数
教職員住宅	五所川原市相内岩井81番地395	木造	3

議案第4号

金木高等学校市浦分校管理規則等を廃止する規則の制定について

金木高等学校市浦分校管理規則等を廃止する規則を次のとおり定める。

平成29年2月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

金木高等学校市浦分校が平成29年度をもって閉校するにあたり、関係規則を廃止するものである。

金木高等学校市浦分校管理規則等を廃止する規則(案)次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 金木高等学校市浦分校管理規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第10号)
- (2) 金木高等学校市浦分校学則(平成17年五所川原市教育委員会規則第11号)
- (3) 金木高等学校市浦分校授業料の徴収に関する規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第12号)

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○金木高等学校市浦分校管理規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第10号

改正

平成17年4月21日五所川原市教育委員会規則第38号

金木高等学校市浦分校管理規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 教育課程、教材の取扱い等(第2条-第5条)
- 第3章 学校評価(第6条)
- 第4章 組織編制 (第7条-第18条)
- 第5章 削除
- 第6章 施設設備の管理(第29条-第32条)
- 第7章 雑則 (第33条·第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条 の規定に基づき、市が設置する金木高等学校市浦分校(以下「市浦分校」という。)の管理運営 の基本的事項を定め、もって円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。

第2章 教育課程、教材の取扱い等

(教育課程)

- 第2条 市浦分校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)の基準により、校長が編成する。
- 2 校長は、次年度に実施する教育課程について、あらかじめ青森県教育委員会に届け出なければ ならない。

(教材の使用)

- 第3条 市浦分校は、教科書以外の教材(学校の教育活動の一環として生徒に使用させる図書その他の材料をいう。以下同じ。)について有益適切と認めた場合には、これを使用することができる。ただし、その選定に当たっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。(教材の届出)
- 第4条 市浦分校が、学年又は学級全員若しくは特定の生徒の集団全員の教材として、次に掲げる ものを計画的継続的に使用する場合には、校長は、あらかじめ青森県教育委員会に届け出なけれ ばならない。
 - (1) 教科書と併用する副読本又はこれに準ずるもの
 - (2) 学習の過程において使用する学習帳、問題集、練習帳又はこれに準ずるもの
 - (3) 夏季、冬季その他の長期休業中に使用する教材で前号に準ずるもの

(学校行事)

- 第5条 校長は、毎年度始め、その年度における年間行事予定表を作成し、青森県教育委員会及び 教育委員会に報告するものとする。
- 2 市浦分校における修学旅行の実施及び対外競技への参加については、別に定める基準により、 校長が定めるものとする。
- 3 前項の学校行事その他校外における行事を実施する場合には、校長は、あらかじめ青森県教育 委員会に届け出なければならない。

第3章 学校評価

(学校評価)

第6条 市浦分校は、その教育水準の向上を図り、教育目標を達成するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第4章 組織編制

(職員)

第7条 市浦分校には、校長、教頭、教諭その他必要な職員を置く。

(校務の分掌及び職員会議)

- 第8条 校長は、所属職員に校務を分掌させることができる。
- 2 校長は、市浦分校の運営上必要と認めたときは、その職務の円滑な執行に資するため、職員会 議を置くことができる。
- 3 職員会議は、校長が必要と認めた事項について、職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の 意見交換などを行う。
- 4 職員会議は、校長が招集し、主宰する。 (副校長)
- 第9条 市浦分校に、副校長を置くことができる。
- 2 副校長は、校長を補佐し、校務を処理する。 (教務主任等)
- 第10条 市浦分校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事(以下「教務主任等」という。)を置く。ただし、特別の事情があると認められる場合については、この限りでない。
- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整 及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、市浦分校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項を処理し、当該事項について連絡 調整及び指導、助言に当たる。
- 6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項 を処理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 教務主任等は、市浦分校の教諭の中から校長が命じ、青森県教育委員会に報告しなければならない。

(渉外主任及び図書主任)

- 第11条 市浦分校には、渉外主任及び図書主任を置くことができる。
- 2 渉外主任は、校長の監督を受け、教育活動の渉外に関する事項について連絡調整及び指導、助 言に当たる。
- 3 図書主任は、校長の監督を受け、学校図書館の運営に関する事項について連絡調整及び指導、 助言に当たる。
- 4 渉外主任及び図書主任は、市浦分校の教諭の中から校長が命じ、青森県教育委員会に報告しなければならない。

(その他の主任等)

- **第12条** 市浦分校に、この規則に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 2 前項の主任等は、市浦分校の職員の中から校長が命じ、青森県教育委員会に報告しなければな らない。

(司書教諭)

- 第13条 市浦分校に、司書教諭を置く。
- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務を処理する。
- 3 司書教諭は、市浦分校の教諭の中から校長が命じ、青森県教育委員会に報告しなければならない。

(教科科目及び学級等の担任)

- **第14条** 校長は、教科科目及び学級を担任する職員並びに特別活動の指導を担当する職員を命ずる。 (代決)
- **第15条** 校長が不在のときは、校長の定めるところにより、副校長又は教頭がその事務を代決する。 (専決)
- **第16条** 校長は、校長の定めるところにより、副校長又は教頭に校長の事務の一部を専決させることができる。

(その他の校務分掌組織)

第17条 この規則に定めるものを除くほか、必要な校務分掌組織は校長が定め、所属職員に分掌を 命じ、毎年度始め、青森県教育委員会に報告するものとする。

(学校評議員)

- 第18条 市浦分校に、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、市浦分校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、 校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

第5章 削除

第19条から第28条まで 削除

第6章 施設設備の管理

(施設設備の整備保全)

- **第29条** 校長は、学校の施設設備の管理を総括し、その整備保全に努め、効果的な運用を図らなければならない。
- 2 校長は、学校の施設設備の管理に関して必要な表簿を作成し、常にその現状を把握していなければならない。

(施設設備のき損亡失)

第30条 学校の施設設備の一部又は全部がき損し、又は亡失した場合には、校長は速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(施設設備の利用)

第31条 校長は、学校教育の目的を妨げない限度において、学校の施設設備を社会教育その他の公 共の目的のために利用させることができる。ただし、3日以上にわたる利用又は異例の利用につ いては、あらかじめ、教育委員会の指示を受けなければならない。

(警備及び防火の計画等)

- 第32条 校長は、学校の警備、防火及び生徒等の退避の計画をたて、必要に応じて訓練を実施し、 常に非常の際に備えなければならない。
- 2 校長は、毎年度始め、前項の計画を教育委員会に報告するものとする。

第7章 雑則

(事故報告)

第33条 校長は、職員又は生徒等に、教育に著しく影響があると認められる非行、事故による死亡 又は重大な傷害、集団中毒その他これに類する事故が発生した場合には、速やかに青森県教育委 員会及び教育委員会に報告しなければならない。

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、市浦分校の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の金木高等学校市浦分校管理規則(平成2年市浦村教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年4月21日五所川原市教委規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成28年11月21日五所川原市教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第11号

改正

平成20年11月27日五所川原市教育委員会規則第10号

金木高等学校市浦分校学則

目次

- 第1章 総則(第1条-第11条)
- 第2章 入学資格等(第12条—第24条)
- 第3章 雑則 (第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、金木高等学校市浦分校(以下「市浦分校」という。)の学則について定めるものとする。

(課程等)

- **第2条** 市浦分校における次の各号に規定する課程、学科及び修業年限は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。
 - (1) 課程 定時制の課程
 - (2) 学科 普通科
 - (3) 修業年限 3年

(学年及び学期)

- 第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を分けて次の3学期とする。
 - (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
 - (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要と認めるときは、あらかじめ青森県教育委員会に届け出て、別に学期を定めることができる。

(休業日)

- 第4条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 開校記念日 5月1日
 - (4) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (5) 夏季休業日 7月22日から8月25日まで
 - (6) 冬季休業日 12月24日から翌年の1月12日まで
 - (7) 学年末休業日 3月27日から3月31日まで
- 2 校長は、教育上必要があると認める場合においては、あらかじめ青森県教育委員会に届け出て、前 項第5号及び第6号の休業日について、別の定めをすることができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認める場合においては、あらかじめ青森県教育委員会に届け出て、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。

(臨時休業)

- **第5条** 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長は、次の事項を直ちに青森県教育委員会に報告しなければならない。
 - (1) 授業を行わない期間
 - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

(教育課程)

第6条 教育課程の編成は、金木高等学校市浦分校管理規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第10 号)第2条第1項の規定による。

(授業時数等)

第7条 各学年の週当たり授業時数及び授業終始の時刻は、校長が定める。

(学習の評価)

- 第8条 学習の評価については、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)に示されている各教科・科目の目標及び総合的な学習の時間のねらいを基準として校長が定める。
- **第9条** 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。 (懲戒)
- 第10条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。
- 2 校長及び教員が、生徒に懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- 3 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 4 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて通常の出席ができない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者 (懲戒処分の報告)
- 第11条 校長は、前条第3項に規定する退学又は停学の処分を行ったときは、学年、氏名、住所、懲戒の種類、その事由及び処分年月日、停学の場合にあってはその期間その他参考となる事項を、速やかに青森県教育委員会に報告しなければならない。

第2章 入学資格等

(入学資格)

- **第12条** 学校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 2 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する 者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可及び選抜)

- 第13条 学校の入学は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に 基づいて、校長が、これを許可する。
- 2 前項の入学者の選抜について必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

- 第14条 学校に入学を許可された者の保護者(以下「保護者」という。)は、在学保証書(様式第1号) に、入学を許可された者の住民票の写しを添えて、速やかに校長に提出しなければならない。 (保護者)
- **第15条** 保護者は、次に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。
 - (1) 父母、兄姉、未成年後見人又は縁故者
 - (2) 成年者で独立の生計を営む者
- 2 保護者は、転居又は氏名変更をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。
- 3 校長は、保護者が第1項に定める要件を欠いたとき、その他適当でないと認められたときは、これ を変更させることができる。
- 4 保護者が死亡したとき、又は前項の規定により校長が保護者を変更させたときは、改めて在学保証 書を提出するものとする。

(転学、転籍及び退学)

- **第16条** 転学、転籍又は退学をしようとする者は、保護者とともにその事由を具し、校長に願い出てその許可を受けなければならない。
- 2 前項によって退学をした者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学時の学年以下の 学年に入学を許可することができる。
- 第17条 転学をしようとする者があるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。この場合において、転学先の校長は、教育上支障

のないときは、転学を許可することができる。

- 2 校長は、転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長にその旨を通知する。
- 3 前項の通知を受けた校長は、速やかにその作成に係る当該生徒の指導要録の写し(転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。)及び進学の場合に送付された指導要録の抄本又は写し並びに当該生徒の健康診断票及び歯の検査票を転学先の校長に送付しなければならない。 (休学及び留学)
- **第18条** 病気その他やむを得ない事由のため休学をしようとする者又は外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者とともにその事由及び期間を具し、医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 休学又は留学の期間は、3箇月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- 3 休学又は留学の許可を受けた後3箇月に達する前までに休学又は留学の事由がなくなったと認められるときは、校長は、当該休学又は留学の許可を取り消すものとする。 (復学等)
- **第19条** 休学の許可を受けた者が、その休学の期間中に出席できるようになったときは、保護者とともにその事情及び期日を具し、医師の診断書等その事情を証する書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。
- 2 校長は、前項の復学の事情を適当と認めたときは、復学を許可する。 (原級留置)
- **第20条** 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が、進級させるために必要な単位数に満たない者その他進級させることが教育上不適当と認められる者については、これを原級に留め置くことができる。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

- 第21条 校長は、生徒が学校で定めた卒業までに履修させる各教科、科目及び特別活動を履修し、並びに卒業までに行うべき総合的な学習の時間における学習活動を行い、それらの成果が満足できるものと認められる場合は、卒業を認定する。この場合において、生徒が修得したものと認定された単位数の計は、74単位以上でなければならない。
- 2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(様式第2号)を授与する。 (授業料及び入学料)
- 第22条 授業料及び入学料の額並びに納付方法については、金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例(平成17年五所川原市条例第83号)の定めるところによる。

(授業料滞納者に対する処分)

- 第23条 授業料の滞納が、納期限経過後2箇月に及んだ生徒に対しては、退学を命ずることができる。 (授業料の免除)
- 第24条 授業料の免除は、金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の定めるところによる。 第3章 雑則

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、市浦分校の学則に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の金木高等学校市浦分校学則(平成2年市浦村教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年11月27日五所川原市教委規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月21日五所川原市教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第14条関係)

様式第2号(第21条関係)

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第12号

改正

平成22年3月31日五所川原市教育委員会規則第3号 平成26年3月18日五所川原市教育委員会規則第1号

金木高等学校市浦分校授業料の徴収に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年五所川原市規則第10号)第4条第2号の規定及び金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例(平成17年五所川原市条例第83号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、金木高等学校市浦分校(以下「市浦分校」という。)の授業料の徴収について定めるものとする。(授業料の免除)
- 第2条 市浦分校の生徒又はその保護者(金木高等学校市浦分校学則(平成17年五所川原市教育委員会規則第11号)第14条に規定する保護者をいう。)が次の各号のいずれかに該当する場合においては、教育委員会は、その生徒の授業料の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 生計困難のため、修学継続が著しく困難と認められる場合
 - (2) 火災、水害等不慮の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に授業料の免除を必要と認めた場合
- 第3条 前条の規定によって免除する授業料の額は、条例第2条に規定する授業料(条例第6条の規定により全部又は一部を免除された授業料を含む。)の額に、授業料免除期間(授業料を免除すべき事由の発生した日の属する月から、その理由の消滅した日の属する月までの月数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

(授業料免除の手続)

- 第4条 第2条の規定により、授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除願(別記様式)に、授業料の免除を必要とする事由を証する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、授業料を免除された者が、同一の免除事由により、翌学年においても授業料の免除を受けようとする場合にあっては、添付書類を省略することができる。
- 2 教育委員会は、前項の授業料免除願その他の書類を受理したときは、速やかにその事情を調査し、 授業料の免除を必要と認めた場合には、第3条の規定に基づく授業料を免除する。
- 第5条 授業料の免除を受けた者が、授業料免除期間内において、免除の事由の全部又は一部が消滅したときは、免除の事由が消滅した日の翌日から1週間以内に教育委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の届出があった場合においては、教育委員会は、第3条に規定する授業料免除期間を変更しなければならない。
- 3 第1項の届出を怠ったときは、教育委員会は、当該免除の取消し又は授業料免除期間の変更を行う ことができる。

(休学又は留学を許可された生徒の授業料)

- 第6条 教育委員会は、金木高等学校市浦分校学則(平成17年五所川原市教育委員会規則第11号)第18 条の規定に基づき休学又は留学を許可された生徒の授業料は無料とする。
- 2 条例第2条第2項の規定に基づき、在学期間の通算から除く期間は、休学期間及び留学期間とする。 (補則)
- **第7条** この規則に定めるもののほか、市浦分校の授業料の免除に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成22年3月31日五所川原市教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日以前に係る金木高等学校市浦分校の授業料の免除については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月18日五所川原市教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日以前に係る金木高等学校市浦分校の授業料の徴収については、なお従前の例による。

別記様式(第4条関係)

議案第5号

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定に ついて

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり 定める。

平成29年2月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

学校教育法施行規則の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則(案) 五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則(平成17年五所川原市教育委員会 規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第42条」を「第34条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
(就学義務の猶予・免除等)	(就学義務の猶予・免除等)
第5条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) <u>第34条</u> の規定による	第5条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) <u>第42条</u> の規定による
就学義務の猶予又は免除の願い出は、就学猶予・免除申請書(様式第7号)	就学義務の猶予又は免除の願い出は、就学猶予・免除申請書(様式第7号)
により教育長が指定する医師の診断書等を添えて行うものとする。	により教育長が指定する医師の診断書等を添えて行うものとする。
2・3 略	2・3 略

○五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第14号

改正

平成22年2月22日五所川原市教育委員会規則第2号平成22年7月22日五所川原市教育委員会規則第5号平成23年8月25日五所川原市教育委員会規則第3号平成26年3月20日五所川原市教育委員会規則第2号平成26年9月22日五所川原市教育委員会規則第4号平成28年3月29日五所川原市教育委員会規則第4号

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、五所川原市が設置する小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)及び就学の手続に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 小中学校の学区は、別表のとおりとする。 (学校の指定等)
- 第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第5条に規定する就学予定者の入学すべき小中学校の指定及び入学期日は入学指定通知書(様式第1号)により通知するものとする。
- 2 前項の入学期日後に住所の異動により学区が変更となる場合の入学すべき学校の指定及び入学期日は、転入学通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定は、入学期日後に他の地方公共団体から本市へ転入した場合について適用する。 (小中学校の指定変更等)
- 第4条 令第8条による指定した小中学校の変更の申立ては、指定校変更申請書(様式第3号)により 教育長が指定する書類を添付して行うものとする。
- 2 前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、指定校変更許可通知書(様式第4号) 又は指定校変更不許可通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 前項に規定する指定校変更許可通知を受けた後、申立ての理由が消滅したときは、速やかにその旨を指定校変更申請理由消滅届(様式第6号)により届け出なければならない。 (就学義務の猶予・免除等)
- 第5条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第42条の規定による就学義務の猶予又は免除の願い出は、就学猶予・免除申請書(様式第7号)により教育長が指定する医師の診断書等を添えて行うものとする。
- 2 前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、就学猶予・免除承認通知書(様式第8号)又は就学猶予・免除不承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。
- 3 前項に規定する承認通知書を受けた後、願い出の理由が消滅したときは、速やかにその旨を就学猶 予・免除申請理由消滅届(様式第10号)により届け出なければならない。 (補則)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則 (平成10年五所川原市教育委員会規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、こ の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成22年2月22日五所川原市教委規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月22日五所川原市教委規則第5号)

- この規則は、字の区域及び名称の変更について(平成22年3月18日議決)の施行の日から施行する。 附 則(平成23年8月25日五所川原市教委規則第3号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日五所川原市教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日五所川原市教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日五所川原市教委規則第4号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 五所川原市立小学校通学区域

学校名	通学区域
五所川原小学校	旭町、幾世森、幾島町、柏原町、上平井町、小曲、新宮、下平井町、敷島町、
	末広町、中平井町、長橋字橋元、長橋字広野の一部、錦町、雛田、芭蕉、若葉、
	新宮町、田川、蘇鉄
南小学校	東町、岩木町、不魚住、大町、川端町、鎌谷町、栄町、新町、田町、寺町、布
	屋町、蓮沼、元町、弥生町、柳町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中
	央四丁目、烏森の一部、本町、吹畑字藤巻の一部
中央小学校	松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻の一部、漆川字袖掛の一部、吹畑字
	藤巻の一部
栄小学校	稲実字米崎、稲実字開野、稲実字稲葉の一部、広田字柳沼、広田字藤浦、姥萢、
	みどり町、中央五丁目、中央六丁目、湊
三輪小学校	広田字榊森、広田字下り松、広田字足代、稲実字稲葉の一部、七ツ館、浅井、
	梅田、中泉
三好小学校	鶴ヶ岡、高瀬、藻川
東峰小学校	豊成、神山、野里、福山、戸沢、松野木、羽野木沢、原子、俵元、持子沢、高
	野、前田野目
松島小学校	石岡字藤巻の一部、漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹
	畑字藤巻の一部、金山、唐笠柳、水野尾、米田、漆川字袖掛の一部、一野坪字
	朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎、漆川
	字鍋懸の一部
いずみ小学校	飯詰、下岩崎、沖飯詰、桜田、長橋字広野の一部、川山、種井、長橋字藤島、
	太刀打、漆川字鍋懸の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字馬繋場、一野坪
	字馬繋、一野坪字緑石、一野坪字早蕨、一野坪字麻ノ葉、一野坪字坪実の一部、
	毘沙門、長富
金木小学校	金木町
市浦小学校	相内、太田、磯松、脇元、十三

2 五所川原市立中学校通学区域

学校名	通学区域
五所川原第一中学校	五所川原小学校・南小学校・中央小学校・松島小学校・三好小学校の通学区域
五所川原第二中学校	東峰小学校の通学区域
五所川原第三中学校	栄小学校・三輪小学校の通学区域
五所川原第四中学校	いずみ小学校の通学区域
金木中学校	金木小学校の通学区域
市浦中学校	市浦小学校の通学区域

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第5条関係)

様式第10号(第5条関係)

議案第6号

五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成29年2月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

学校教育法施行規則の改正に伴い、当該規程において一部を改正するものである。

五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令(案)

五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程(平成17年五所川原市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第73条の19」を「第138条」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

改正後	改正前
(教育課程の届出) 第21条 略 2 特別支援学級について学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) <u>第</u> 138条の規定に基づき特別の教育課程を編成する場合に、当該教育課程につい て届け出るときは、前項の規定にかかわらず、特別支援学級における特別の 教育課程の届出書(教育委員会が別に定める。)を提出しなければならない。	73条の19の規定に基づき特別の教育課程を編成する場合に、当該教育課程に ついて届け出るときは、前項の規定にかかわらず、特別支援学級における特

○五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程

平成17年3月28日五所川原市教育委員会訓令第3号

改正

平成17年4月21日五所川原市教育委員会訓令第5号平成19年2月26日五所川原市教育委員会訓令第1号平成19年12月25日五所川原市教育委員会訓令第4号平成20年2月20日五所川原市教育委員会訓令第1号平成20年3月27日五所川原市教育委員会訓令第4号平成20年9月25日五所川原市教育委員会訓令第5号平成24年5月24日五所川原市教育委員会訓令第2号

五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)及びその他の関係法令に基づき、職員の職務の適正な遂行と学校の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。 (卦任)
- 第2条 職員として採用された者又は転任の発令を受けた者は、発令日(発令日以降に辞令を受けたときはその日)から7日以内に赴任しなければならない。ただし7日以内に赴任できないときは、その事由を具し、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては新任校の校長を経て、教育長に赴任延期届(様式第1号)を提出しなければならない。

(服務の宣誓)

- **第3条** 規則第26条に定める服務の宣誓は、校長にあっては着任前に、その他の職員にあっては着任後 直ちに行うものとする。
- 2 校長は、校長を除く職員の服務の宣誓書を速やかに教育長に提出しなければならない。 (事務の引継ぎ)
- **第4条** 職員が転任、休職、退職等によりその職務を離れるときは、校長にあっては後任者又は教育長の指定する者に、その他の職員にあっては校長の指定する者にその担当事務を引き継ぐものとする。 担当事務の変更があった場合もまた同じとする。
- 2 校長の引継書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 学校の一般的状況(教育方針を含む。)
 - (2) 職員の定員表及び一覧表
 - (3) 児童生徒の在籍数調
 - (4) 市有財産一覧表
 - (5) 当該年度歳入歳出経理状況調
 - (6) その他校長において責任を有する諸経理状況調
 - (7) 諸表簿目録
- 3 校長が引継ぎを終わったときは、前項の引継書類を添え前任者及び後任者連署の上、速やかに教育 長に報告するものとする。
- 4 校長以外の職員の引継ぎについては、別に定めがあるものを除き校長が定める。 (校務分掌)
- 第5条 校長は、学校の規模その他の条件に応じ、適切な校務分掌組織を定め、職員に分掌を命ずるものとする。

(退職に関する意見の届出)

- 第6条 校長は、所属職員が退職を願い出たときは、様式第2号により本人の履歴書(様式第3号)を添えて、教育長に意見を申し出なければならない。
- 第7条 削除

(出勤)

- 第8条 校長は、常に職員の出勤状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 職員は、所定の時刻までに出勤したときは、出勤簿に押印し、又は自署しなければならない。 (遅参及び早退)
- **第9条** 職員が遅参したとき、又は早退しようとするときは遅参早退簿に所要事項を記入の上押印又は 自署し、かつ、遅参したときは校長の閲覧を受け、早退しようとするときは校長にあっては教頭に通 知し、その他の職員にあっては校長の承認を受けるものとする。 (出張)
- 第10条 規則第35条第1項に定める校長の命令は、旅行命令簿(様式第6号)によるものとする。

- 2 規則第35条第2項に定める出張の届出は、職員の旅行届(様式第7号)によるものとする。
- 3 職員は、用務の都合又は病気その他の事由により、旅行期間中に帰校することができないときは、 速やかに校長にその旨を報告して指示を受けなければならない。 (海魚)
- 第11条 出張した職員は、帰校したとき速やかにその概況を校長に口頭で報告するとともに、復命書(様式第8号)を提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、出張用務の復命について別に定める方式があるときは、その定めるところにより復命することができる。

(時間外勤務及び休日勤務)

第12条 規則第36条に定める時間外勤務及び休日勤務の命令は、県費負担教職員にあっては、「時間外勤務等命令票」、県費負担教職員以外の職員にあっては、「時間外勤務等等命令(実績)簿」によるものとする。ただし、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年青森県条例第49号)第6条に規定する時間外における勤務(宿日直勤務を除く。)を教育職員に命ずる場合は、口頭によるものとする。

(休暇の願出等)

第13条 規則第30条の規定による校長の休暇の承認願又は申出若しくは届出は、休暇願(届) (様式第9号) によるものとする。

(精神性疾患に係る報告)

- 第14条 規則第32条第1項に定める報告は、精神性疾患観察報告書(様式第10号)によるものとする。
- 2 規則第32条第2項に定める報告は、精神性疾患経過観察報告書(様式第11号)によるものとする。 (職務に専念する義務の免除願)
- **第15条** 職員が規則第33条の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務に 専念する義務の免除願(様式第12号)により、校長を経て教育長に願い出なければならない。
- 2 職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条第8項の規定により、適法な交渉を行うため 職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務に専念する義務の免除願(様式第13号)に より、校長を経て教育長に願い出るものとする。
- 3 前2項の場合校長は、様式第14号による副申を添えるものとする。 (修学部分休業)
- 第15条の2 職員は、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年青森県条例第1号)第2条第2項の 教育施設における修学のため、地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受 けようとするときは、修学部分休業承認申請書(様式第14号の2)により行うものとする。
- 2 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業の承認に係る教育施設を退学し、休学し、又は その授業を欠席したときは、遅滞なく、その旨を修学状況変更等届(様式第14号の3)により届け出 るものとする。

(高齢者部分休業)

- 第15条の3 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業承認申請書(様式第14号の4)により行うものとする。 (部分休業の承認の請求等)
- 第16条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第15号)により行うものとする。
- 2 部分休業承認請求書は、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に提出するものとする。
- 3 部分休業している職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。
 - (1) 部分休業に係る子が死亡した場合
 - (2) 部分休業に係る子が職員の子でなくなった場合
 - (3) 部分休業に係る子を養育しなくなった場合
 - (4) 部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合
- 4 前項の届出は、養育状況変更届(様式第16号)により行うものとする。 (教育に関する兼職等)
- 第17条 職員が規則第34条第1項の規定により、教育に関する兼職等の承認を受けようとするときは、 兼職承認願(様式第17号)により、校長を経て教育長に願い出なければならない。
- 2 前項の場合、校長は様式第18号による副申を添えるものとする。 (営利企業等の従事制限)
- 第18条 職員が規則第34条第2項の規定により、営利企業等に従事するため許可を受けようとするとき

- は、営利企業等に従事する許可願(様式第19号)により、校長を経て教育長に願い出なければならない。
- 2 前項の場合、校長は様式第20号による副申を添えるものとする。 (私事旅行)
- 第19条 規則第37条に規定する届出は、私事旅行届(様式第21号)によるものとする。 (日直)
- 第20条 規則第43条第2項の規定により、校長が日直勤務(以下「日直」という。)について定め、教育委員会に報告するものとされている事項は、次の各号にわたるものとする。
 - (1) 日直の命令に関する事項
 - (2) 日直の勤務時間に関する事項
 - (3) 日直員の服務心得に関する事項
 - (4) 日直日誌に関する事項

(教育課程の届出)

- 第21条 校長が、規則第5条第2項の規定により、教育課程について届け出るときは、教育課程の届出書(教育委員会が別に定める。)によるものとし、2月末日までに提出しなければならない。
- 2 特別支援学級について学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第73条の19の規定に基づき 特別の教育課程を編成する場合に、当該教育課程について届け出るときは、前項の規定にかかわらず、 特別支援学級における特別の教育課程の届出書(教育委員会が別に定める。)を提出しなければなら ない。

(教材使用の届出)

第22条 校長は、規則第9条の定めるところにより、同条各号に掲げる教材を使用する場合には、その 10日前までに教育長に教材使用届(様式第22号)を提出しなければならない。

(校外行事の届出)

- 第23条 校長は、規則第6条第2項の定めるところにより、校外行事の実施について届け出るときは、 教育長に校外行事の実施届(教育委員会が別に定める。)を提出しなければならない。 (野外活動等の実施)
- 第24条 校長は、休業期間中における児童生徒の参加する林間学校、キャンプ、スキー、写生会等(以下「野外活動等」という。)の実施計画に当たっては、その教育的価値、児童生徒の安全、保護者の経済的負担等を考慮しなければならない。
- 2 校長は、前項の野外活動等を実施する場合は、あらかじめ野外活動実施計画書(教育委員会が別に 定める。)により教育長に届け出なければならない。

(出席状況)

- **第25条** 学級担任の教員及び教科担当の教員は、校長の定めるところにより、児童生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。
- **第26条** 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第20条の規定により、児童生徒の出席状況について、校長が教育委員会に通知する場合は、児童(生徒)の出席状況報告書(様式第23号)によるものとする。

(児童生徒の忌引)

第27条 児童生徒の忌引期間は、次のとおりとする。

<u> </u>	
死亡した者	日数
父母	7日
祖父母 兄弟姉妹	3 日
伯叔父母	1日

(履歴書事項の異動)

- 第28条 職員は、氏名、本籍、現住所、学歴、教育職員免許状及び資格等履歴事項に異動があったときは、履歴事項異動届(様式第24号)により、校長を経て教育長に届けなければならない。 (事故報告)
- 第29条 規則第44条に規定する事故報告は、事故報告書(様式第25号)によるものとする。 (学校栄養職員の特例)
- **第30条** 前各条に定めるもののうち、学校栄養職員の服務について次に掲げる事項を、五所川原市立学校給食センター所長に委任する。
 - (1) 出勤簿の管理
 - (2) 年次休暇の確認
 - (3) 療養休養休暇・出産休暇及び90日を超える特別休暇以外の有給休暇の承認
 - (4) 私事旅行の届出の受理
 - (5) 遅参・早退の承認

(6) 時間外·休日勤務命令

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程(昭和47年五所川原市教育委員会規程第1号)、金木町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程(昭和42年金木町規則第9号)又は市浦村立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程(平成7年市浦村教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年4月21日五所川原市教委訓令第5号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年2月26日五所川原市教委訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日五所川原市教委訓令第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年2月20日五所川原市教委訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成19年12月19日から適用する。

附 則(平成20年3月27日五所川原市教委訓令第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日五所川原市教委訓令第5号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成24年5月24日五所川原市教委訓令第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号及び様式第5号 削除

様式第6号 略

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第13条関係)

様式第10号(第14条関係)

様式第11号(第14条関係)

様式第12号(第15条関係)

様式第13号(第15条関係)

様式第14号(第15条関係)

様式第14号の2 (第15条の2関係)

様式第14号の3 (第15条の2関係)

様式第14号の4 (第15条の3関係)

様式第15号(第16条関係)

様式第16号(第16条関係)

様式第17号(第17条関係)

様式第18号(第17条関係)

様式第19号(第18条関係)

様式第20号(第18条関係)

様式第21号(第19条関係)

様式第22号(第22条関係)

様式第23号 (第26条関係)

様式第24号 (第28条関係)

様式第25号(第29条関係)

議案第7号

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を平成29年五所川原市議会第 1回定例会に五所川原市長名において提出するため、これを提案する。

平成29年2月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

教育委員会の附属機関である五所川原市学校給食運営委員会の審議事項等を改めるため 提案するものである。 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例(案)

五所川原市附属機関に関する条例(平成17年五所川原市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会に置かれる附属機関の表に次のように加える。

五所川原	学校給食に関	会長	市立小中学校	20人以内	1年	委員の互選
市学校給	する重要な事	副会長	の教職員			
食運営委	項を協議し、	委員	市立小中学校			
員会	学校給食の運		PTA代表			
	営について審		学識経験を有			
	議すること。		する者			
			関係行政機関			
			の職員			
			食品加工及び			
			販売に関する			
			団体の代表者			

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
 - (五所川原市立学校給食センター設置条例の一部改正)
- 2 五所川原市立学校給食センター設置条例(平成17年五所川原市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

○五所川原市附属機関に関する条例(平成17年五所川原市条例第24号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前								
市長に置 略	条、第3条、第 置かれる附属機 員会に置かれる	関					別才	市長に 略	条、第3条、第 置かれる附属機 員会に置かれる	對				
名称	担当する事務	組織	委員の構成 等	定数	任期	会長等及び 副会長等の 選任方法		名称	担当する事務	組織	委員の構成 等	定数	任期	会長等及 副会長等 選任方法
略								略						
五所川 原市教 育支援 委員会	略							五所川 原市教 育支援 委員会	略					
五 <u>所川</u> 原市学 校給食 運営委 員会		副会長	市校の教師中学 市立の教師中学 を での教師中子 を での教師中子 を での教師中子 を でのののでである。 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でいるできる。 でいるでは、 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるでは、 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでは、 でいるできる。 でいるできる。 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるで	<u>内</u>	1年	委員の互選								

○五所川原市附属機関に関する条例(平成17年五所川原市条例第24号)の一部を改正する条例新旧対照表(附則第2項関係 五所川原市立学校給食センター設置条例の一部改正)

改正後	改正前
	(運営委員会) 第5条 給食センターに運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議し、給食センターの運営について審議する。 3 委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。 (運営委員会の構成) 第6条 委員会の委員(以下「運営委員」という。)は、次に掲げる者のうちから選任する。 (1) 市立小中学校の教職員 (2) 市立小中学校の教職員 (2) 市立小中学校PTA代表 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 2 運営委員の定数は20人以内とし、その任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
<u>第 5 条</u> 略	<u>第7条</u> 略

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

改正

平成17年9月30日五所川原市条例第213号 平成18年3月22日五所川原市条例第2号 平成19年3月16日五所川原市条例第10号 平成20年3月17日五所川原市条例第3号 平成20年6月16日五所川原市条例第25号 平成20年9月19日五所川原市条例第39号 平成20年12月24日五所川原市条例第45号 平成21年3月18日五所川原市条例第4号 平成21年9月24日五所川原市条例第35号 平成22年3月18日五所川原市条例第3号 平成22年9月27日五所川原市条例第24号 平成23年3月23日五所川原市条例第3号 平成24年3月16日五所川原市条例第2号 平成25年3月21日五所川原市条例第6号 平成25年6月17日五所川原市条例第24号 平成26年3月18日五所川原市条例第2号 平成27年3月25日五所川原市条例第3号 平成28年3月14日五所川原市条例第5号

五所川原市附属機関に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関 について、その設置、名称、担当する事務及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例で設置する附属機関の組織等)
- 第2条 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。 (附属機関の長等)
- 第3条 会長又は委員長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。
- 2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等が2人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。
- 5 会長等及び副会長等にともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(任命)

- **第4条** 委員又は本部員(以下「委員等」という。)は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱する。
- 2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第5条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。
- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員等の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(会長等、副会長等及び委員等の除斥)

第6条 会長等、副会長等及び委員等は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟 姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事 件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会 議に出席し、発言することができる。

(部会)

- 第7条 附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。
- 4 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

- **第8条** 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委任)
- **第9条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日五所川原市条例第213号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成18年3月22日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日五所川原市条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月17日五所川原市条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月16日五所川原市条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年9月19日五所川原市条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年12月24日五所川原市条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成21年3月18日五所川原市条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月24日五所川原市条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年3月18日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年9月27日五所川原市条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年3月23日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成24年3月16日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日五所川原市条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年6月17日五所川原市条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市

条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年3月18日五所川原市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月25日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成28年3月14日五所川原市条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市 条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表(第2条、第3条、第4条関係)

市長に置かれる附属機関

等及び 長等の 方法 の互選
の互選
は福祉
所長の
ある者
って充
0
の互選
の互選

	T	•		T		
五所川原市	下水道事業の評価に対す	会長	議会議員	5人以内	委嘱された	委員の互選
下水道事業	る国土交通省で定めた実		学識経験を有する者		日から意見	
評価審議会	施要領及び実施細目を勘	委員	受益者		を答申した	
	案した審議		経済団体代表者等		日まで	
五所川原市	名誉市民、市褒賞及び文化	会長	議会議員	10人以内	委嘱された	委員の互選
顕彰委員会	褒賞の候補者の審議及び	副会長	学識経験を有する者		日から意見	
	答申	委員			を答申した	
					日まで	
五所川原市	男女共同参画計画の策定	委員長	市民	12人以内	2年	委員の互選
男女共同参	及び進行管理に関するこ					
画推進委員	٤.					
会	男女共同参画に関する意	副委員長	学識経験を有する者			
	識改革・人材育成に係る事					
	業に関すること。					
	その他必要な事項に関す	委員				
	ること。					
五所川原市	青少年の指導、育成、保護	 会長	議会議員	10人以内	2年	 委員の互選
1	及び矯正に関する総合施		関係行政機関の職員		_ '	A 77
	策の樹立につき必要な重		学識経験を有する者			
	要事項を調査審議するこ	女只	子既性終で行りる石			
	と。					
五所川原市	<u>こ。</u> 伝統文化の発掘、保存及び	 会長	- 伝統文化団体の関係	10人以内	2年	委員の互選
	振興並びに後継者の育成		者	10/(2/1)	2 1	女兵 () 工丛
	並びに伝統文化の振興発		「 ^P 学識経験を有する者			
	展に貢献があったものの		関係行政機関の職員			
	表彰に関すること。	女貝	医际门政域医少峨县			
	一般廃棄物の減量化、資源	 会長	市民	10人以内	委嘱された	委員の万選
	化及び適正処理の推進等		学識経験を有する者		日から意見	女兵 47 工丛
		委員	廃棄物関係業者の団		を答申した	
	その他廃棄物処理に関し		体を代表する者		日まで	
	必要な事項に関すること。		関係行政機関の職員			
五所川原市	住宅政策実態把握の調査	 委員長	各種市民団体の代表		委嘱された	委員の万選
	及び審議並びに住生活基		者	10700113	日から意見	
		委員	- 関係教育・行政機関		を答申した	
会	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		の職員保健・医療・		日まで	
. ,			福祉団体の代表者			
			建築関係団体の代表			
			者			
五所川原市	市民提案型事業補助金交	会長	学識経験を有する者	10人以内	2年	
			市民			
事業審査会		委員				
	上下水道事業及び工業用		学識経験を有する者	10人以内	委嘱された	委員の互選
	水道事業における経営及		受益者		日から意見	
	び料金等に関する事項の	>	経済団体代表者等		を答申した	
·	調査及び審議				日まで	
	五所川原圏域定住自立圏	 会長	学識経験を有する者	15人以内		委員の互選
	共生ビジョンの策定、変更		五所川原圏域共生ビ	/	'	~~·~
		委員	ジョンの取組内容に			
ョン懇談会	11-121/0-0	<i>^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^</i>	関連する団体等を代			
			表する者			
			入りつ日		<u> </u>	

五所川原市	健康増進計画の策定に関	会長	市民	25人以内	2年	委員の互選
健康推進協	する事項及び同計画に基	副会長	保健医療関係団体の			
議会	づく事業の推進に関する	委員	代表者			
	事項の審議		住民組織及び地域保			
			健組織代表者			
			事業所等の代表者			
			学識経験を有する者			
五所川原市	地域福祉計画の策定及び	会長	福祉関係団体の代表	15人以内	委嘱された	委員の互選
地域福祉計	審議	副会長	者		日から当該	
画策定委員		委員	各種市民団体の代表		日の属する	
会			者		年度の末日	
			 関係行政機関の職員		まで	
五所川原市	特定教育・保育施設及び特	会長	学識経験者	15人以内	2年	委員の互選
子ども・子	定地域型保育事業の利用	副会長	 子ども・子育て支援			
	定員の設定に関すること。		に関する事業に従事			
17 2 110	子ども・子育て支援事業計		する者			
	画に関すること。		教育関係者			
	子ども·子育て支援に関す		子どもの保護者			
	る施策の推進及び実施状		1000%殴归			
	況を調査審議すること。					
	五所川原市いじめ問題専	今 .毛		6 A DJ 内	未曜さわた	委員の互選
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	門委員会が調査する重大		心理、福祉等に関し		日から意見	
	TJ安貝云が調査する重八 事態と認められるいじめ		て優れた識見を有す		を答申した	
则且安貝云	を同専門委員会とともに		る者		と合中した日まで	
	を 同等 円安貝云 ここもに 並行調査すること及び同		る有		ржС	
	専門委員会の調査結果の					
	再調査に関すること。					
教育安貝	会に置かれる附属機関 <u></u>	1				人 巨 松 丑 マハ
友 私	担业より事效	組織	 委員の構成等	/_ */-		会長等及び 副会長等の
名称	担当する事務	水 丛	安貝の傳成寺	定数		
		7. D E)) (1 マート) マーナ) マーナ) マーナ (マーナ) マーナ	0.0 1 131.1.		選任方法
	市に所在する遺跡の整備	,, -	学識経験を有する者	20人以内	2年	委員の互選
遺跡整備検	検討	副委員長				
討委員会		委員				
	いじめ防止等のための対			6人以内	2年	委員の互選
	策、重大事態と認められる		心理、福祉等に関し			
専門委員会	いじめの調査その他いじ		て優れた識見を有す			
	めに関する重要事項の調		る者			
	査審議に関すること。					
五所川原市	市内に住所を有する就学	委員長	医師、児童福祉施設	20人以内	1年	委員の互選
教育支援委	予定者及び市が設置する	副委員長	の職員及び教職員			
員会	小学校若しくは中学校に	委員	学識経験を有する者			
	転学し、又は在学する者の		関係行政機関の職員			
	うち障がいがある、又は疑					
	われるものに係る教育的					
1				1		1
	ニーズに応じた支援体制、					

平成17年3月28日五所川原市条例第85号

改正

平成28年6月27日五所川原市条例第22号

五所川原市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 学校給食の実施に必要な施設として、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。) に基づく学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号)第30条の規定に基づき、五所川原市立学校給食センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 五所川原市立学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五所川原市立学校給食センター	五所川原市大字金山字竹崎203番地1

(職員)

第3条 五所川原市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)に、所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 給食センターは、法第2条に掲げる目標を達成するため、五所川原市立小学校及び中学校(ただし、学校給食単独調理場を設ける小学校及び中学校を除く。)の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事業を行う。

(運営委員会)

- 第5条 給食センターに運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議し、給食センターの運営について審議する。
- 3 委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(運営委員会の構成)

- 第6条 委員会の委員(以下「運営委員」という。)は、次に掲げる者のうちから選任する。
 - (1) 市立小中学校の教職員
 - (2) 市立小中学校 P T A 代表
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 運営委員の定数は20人以内とし、その任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成28年6月27日五所川原市条例第22号)

この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第8号

五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成29年2月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市立学校給食センター設置条例の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則(案) 五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規 則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第5条」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、五所川原市立学校給食センター設置条例(平成17年五所川原市条例第85号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、五所川原市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。	
	(運営委員会の会長及び副会長) 第6条 運営委員会に会長及び副会長を各1人置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選による。 3 会長は、必要に応じて会議を招集し、会議を主宰する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 第7条 略

○五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第15号

改正

平成21年3月25日五所川原市教育委員会規則第5号

五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五所川原市立学校給食センター設置条例(平成17年五所川原市条例第85号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、五所川原市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

- 第2条 条例第3条に規定する給食センターの職員は、次のとおりとする。
 - (1) 所長
 - (2) 次長
 - (3) 栄養士
 - (4) 事務職員
 - (5) 調理員
 - (6) その他の職員

(職務)

- 第3条 所長は、上司の命を受けて給食センターの業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 栄養士、事務職員、調理員及びその他の職員は、上司の命を受け業務に従事する。 (分掌事務)
- 第4条 給食センターの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食の計画に関すること。
 - (2) 給食センター及び単独校の給食施設の維持・管理に関すること。
 - (3) 食育活動推進に関すること。
 - (4) 学校給食の計画的な提供に関すること。
 - (5) 給食材料の確保と検収に関すること。
 - (6) 給食施設内の安全・衛生管理に関すること。
 - (7) 給食等の調理に関すること。
 - (8) 献立作成及び栄養の調査研究に関すること。
 - (9) 給食機械の整備点検及び防火管理に関すること。
 - (10) 給食等の配送に関すること。
 - (11) 経理その他一般事務に関すること。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(処務)

第5条 給食センターの事務処理については、五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則(平成 17年五所川原市教育委員会規則第4号)の例による。

(運営委員会の会長及び副会長)

- 第6条 運営委員会に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、必要に応じて会議を招集し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (補則)
- **第7条** この規則に定めるもののほか、給食センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成21年3月25日五所川原市教委規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

議案第9号

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例を平成29年五所川原市議会第1回 定例会に五所川原市長名において提出するため、これを提案する。

平成29年2月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

図書館協議会の委員の定数を改めるため提案するものである。

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例 (案)

五所川原市立図書館設置条例(平成17年五所川原市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「15人」を「15人以内」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

- 46

○五所川原市立図書館設置条例(平成17年五所川原市条例第89号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
	(委員の定数及び任期) 第6条 略 2 協議会の委員の定数は <u>15人</u> とし、その任期は2年とする。ただし、委員が 欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 略

○五所川原市立図書館設置条例

平成17年3月28日五所川原市条例第89号

改正

平成17年9月30日五所川原市条例第216号 平成24年3月16日五所川原市条例第10号

五所川原市立図書館設置条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、五所川原市 立図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 五所川原市立図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五所川原市立図書館	五所川原市字栄町119番地

(分館)

第3条 五所川原市立図書館(以下「図書館」という。)に分館を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊藤忠吉記念図書館	五所川原市金木町芦野345番地12
五所川原市立図書館市浦分館	五所川原市相内349番地1

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、五所川原市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

- 第6条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。
- 2 協議会の委員の定数は15人とし、その任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

- 第7条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日五所川原市条例第216号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月16日五所川原市条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第10号

平成29年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点について

平成29年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点について次のとおり提出する。

平成29年2月22日提出

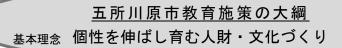
五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

II 五所川原市の教育目標・方針・重点

五所川原市の教育目標・方針・重点の設定について

〇 設定主旨

五所川原市教育委員会では、平成27年4月に策定された「五所川原市教育施策の大綱」した及び「五所川原市教育振興計画」に掲げる理念基本政策「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、主要な施策ごとに具体的な教育目標・方針・重点を定め、的確に実施します。



五所川原市教育振興計画

施 策

一人一人の個性・ 能力を伸ばす学 校教育の充実

施策

学校・家庭・地域 の連携推進

施策

生涯学習・スポー ツの推進

施策

芸術・文化活動 の推進と郷土芸 能の伝承

地域全体で子どもを育み、また、郷土への誇りと愛着形成を図るため、学校と家庭・地域が連携し、多様な体験機会の創出や家庭の教育力の向上、規範意識の習得、学校支援体制の構築等に取り組みます。

多様化する余暇活動の 中において、地域における生涯学習・スポー ける生涯学習・表通した多様な交流を促進するため、地域特性・資源を生かした学習機ポー の充実や様々なスポー ツ活動機会の充実、施 設整備の推進と有効活用を図ります。

地域における芸術・文 化の醸成を図るため、 様々な分野における優 れた芸術・文化に触れ る機会の創出や芸術・ 文化拠点の整備を推進 するとともに、伝統文 化の継承に向けた取組 支援や文化財の保護・ 活用を図ります。

※人は「財(たから)」であるという考え方から、「五所川原市教育振興計画」及び「五所川原市の教育」においては、「人材」を「人財」と表しています。

1 五所川原市の教育目標

(1) 基本目標

ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

(2) 具 体 目 標

市民一人一人が生き生きと輝き、あふれる笑顔で毎日を送るために

1 心豊かな人づくりに向けた学校教育の推進

- ・ 豊かな人間性や確かな学力など「生きる力」を身に付ける児童生徒の育成に努める。
- ・ 夢や希望を育み、向上心や意欲を持って学び続ける児童生徒の育成に努める。
- ・ 特別支援教育の支援体制の整備・充実を図り、一人一人のニーズに応じたきめ細かい教育 に努める。
- ・ 情報教育設備の整備・充実を図り、情報社会に適応できる児童生徒の育成に努める。
- ・ 児童生徒の安全を保障し、安心して学べる環境づくりと安全で安定した学校給食の提供に 努める。

2 心豊かな生活に向けた社会教育の推進とスポーツ振興

- ・ 市民の学習要求に積極的に対応するため、家庭・地域・学校・行政相互の連携を図りなが ら、学習機会の充実や指導者等の育成に努める。
- ・ 公民館や図書館等の機能を充実させ、その活用の促進を図りながら生涯学習社会にふさわ しい教育環境の整備に努める。
- ・ 市民一人一人が、ライフスタイルや生活環境に応じてスポーツ活動を楽しみ、健康の増進 と体力の向上が図られるように支援する。
- ・ スポーツ施設の利便性を図り、有効活用を促進する中で、生涯スポーツにふさわしい環境 の整備に努める。

3 豊かな心を育む地域文化の振興

- ・ 文化財の保護・保存や伝統文化の継承を図りながら、それらに関する発表や学習機会の充実に努め、市民の郷土に対する愛情を育む。
- ・ 市民の自主的・主体的な芸術・文化活動の支援・振興に努める。

2 学校教育行政の方針と重点

(1) 基 本 方 針

学校教育における教育環境の整備・充実を図ることが重要であるため、少子化等に対応した学校規模の適正化、施設設備の改修及び通学路における児童生徒の安全確保について検討しながら、良好な教育環境の整備・充実に努めていく。また、学校保健を推進し、健康教育の充実に努める。さらに、教職員配置の充実と服務や規律の強化を図り、関係機関との連携体制並びに事務の効率化や調整機能を向上させる。

(2) 重 点 目 標

① 学校施設の計画的な改修

学校施設の老朽化改善に向けた計画的な大規模改修及び外構整備の継続に努める。

② ICT教育環境の整備

教育現場において、近年の高度化する情報通信技術に対応する I C T 機器の整備を 推進し、その利便性を享受した教育を実現する。

③ 健康教育の充実

多様化する現代的な健康課題に即応した 学校保健に関する指導を総合的に推進し、 健康教育の充実に努める。

④ 学校教育支援の充実

特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活支援、学習支援の充実を図る。

⑤ 就学援助の充実

経済的な理由によって就学困難な児童、生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、 義務教育の円滑な実施を図る。

⑥ 幼稚園就園奨励費補助の充実

家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者 負担の格差是正を図り、幼稚園教育の振興に資する。

3 学校教育指導の方針と重点

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代 を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりとい う視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる 力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。

現行の学習指導要領では、子供たちに「生きる力」を一層育むという理念の下、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成を重視している。変化の激しい社会を自立的に生きるために、学校教育においては、今後も、生きる力を育む教育の更なる推進と、子供一人一人が、夢や志を抱き目標に向かって自己実現を目指す教育の展開が求められている。

五所川原市教育委員会では、平成27年10月に策定された「五所川原市教育施策の大綱」及び「五所川原市教育振興計画」に掲げる(平成27年~31年度)を策定し、その基本理念「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」の実現のためにを実現し、市長と市教育委員会が日指す将来像を共有し五所川原市の教育の振興を推進するため、市の現状と課題を明確にした上で効率的かつ効果的な教育施策を推進している。また、市教育委員会では、五所川原市の教育基本目標を、『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』とし、学校教育において、知・徳・体のバランスのとれた力を養成し、生きる力を育むとともに、きめ細やかな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばすとともに、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図っている。

このことを受け、各学校においては、子供たちや地域の実状を踏まえた特色ある教育活動が進められているものの、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、学習意欲や学力の低下が懸念される状況が見られる。また、基本的な生活習慣が身に付いていない子供や、規範意識が低く問題行動を起こす子供、人間関係づくりの苦手な子供等への対応が各学校の課題となっている。

これらのことから、本市学校教育の課題を「確かな学力と豊かな心」の育成とした。

「確かな学力」については、子供達が「何を知っているか」だけでなく、「知っていることを使い、どう学ぶか」を育成の重点とし、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や主体性・多様性・協働性など人間性に関わるものの全てを、総合的に育成していくことが大変重要である。そのために、

- ・ 主体的・対話的で深い学びを実現するアクティブ・ラーニングの要素を取り入れた 授業改善に努める
- 生徒指導の3機能(自己決定の場、自己存在感、共感的人間関係)を活かし、成就

感や達成感を味わえる授業づくりに努める

・ 子供の能力を最大限に伸ばす実践的指導力を高められるよう、教師としての資質能力の向上に努める

以上の三つを柱に組織的に継続して取り組んでいくことが重要である。

「豊かな心」については、道徳教育をはじめ、教育活動全体を通した心の教育の充実が重要である。そのために、

- ・ 道徳の時間を実質的に確保し、道徳教育推進教師を中心とした体制づくりと教師の 指導力向上に努める
- ・ 家庭との連携強化を図り、基本的な生活習慣の定着及び規範意識の醸成に努める
- ・ 不登校やいじめ、非行などの問題行動等の各学校の課題を踏まえ、教育相談の機能 を十分に生かした生徒指導の充実に努める

なお、生徒指導の充実においては、協同指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通して心の結びつきや人間関係づくりを意識した指導に努め、保護者や関係機関との連携を図りながら、子供を中心に据えた指導を継続することが最も重要である。

このような教育活動を具現化するためには、学年・学級経営を全ての教育活動の基盤としてとらえ、校長の明確な経営ビジョンの下、保護者や地域から信頼される開かれた学校づくりを一層推進するなど、学校経営に一層の創意工夫が必要である。さらに、学習面や生徒指導面において、9ヶ年で子供を育てるという視点に立って小・中学校の連携を図り、互いに指導力を高め合うことが大切である。

以上のことから、今年度の学校教育指導の方針を上記のように定め、12の重点を設定して、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努めることとした。

の展開

活動

教

を 図

中学校の連携

協同指導体制

橪

膐 噩

件

7

₩

謡

咂

上に向け

の向。

学力」

確か

しい人間 卝

五の好

供相

皮

廃

謡 糊

-の信頼|

迷 倈

環境

育む教

り

の強

岷

授業の充実

人一人の子供が、主体的・対話的で 深い学びを通して、確かな学力を確実 に身に付けることができるよう、アク ティブ・ラーニングの視点からの不断 の授業改善に努める。

2 生徒指導の充実

ンの策定(五つの視点と検証のための指標の設 に基づく授業の実践 の推進による教師の授業力の向上)

|上プラン | AL) | | S・研究

向の後

」向上プロジェクト 】 ルに基づく「確かな学力」向 ・対話的で深い学び」(G O 織的、主体的、実質的な研修

ドン (対 (数 形)

绁

所川原市「確かな学力」 マネジメントサイクル 五所川原市「主体的・ 校内研究の充実(組織

30円円

生かした生徒指導の充

ナジナージャー

1九百一間関係・調整を-

と指導 い、 人間 歌の機能

りし相 くま育

篠話に

体成え割と、

したもの職別の職別を

と識を

中心 範 課題

開るが、一般である。

教着学

推進(の定)等令(

育慣動

教習行

徳活題

ト、なの」道生間

イ確本な ン保的 びびが

おおいまれた。

はかり、一般を発し、一般を発し、一般を発し、一般を発し、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、これを表して、これを表して、これを表して、

(実のたを) 計間の実 は連携強(

ののと校用時のや

育徳庭室

教道家不

Ş

6

0

確かな

一人一人の子供が、豊かな生活を送 ることができるよう、全数職員が一致 協力して、家庭、地域、関係機関等と の連携及び学校間の連携を図りながら、 心の結び付きを基調とした生徒指導の

σ 道徳教育の充実

一人一人の子供が、豊かな心をもつ ことができるよう、教育活動全体を通 して、よりよく生きる基盤となる道徳

特別活動の充実 一人一人の子供が、望ましい集団や 体験の中で、協力してよりよい生活や 人間関係を築こうとする自主的、実践 的な態度を身に付けることができるよ う、心の触れ合いを大切にした特別活 動の充実に努める、

体育・健康教育の充実

人一人の子供が、生涯にわたり 自ら進んで運動に親しみ、健康・安全 で活力ある生活を送ることができるよ う、家庭や地域社会との連携を図りな がら、心と体を鍛える体育・健康教育 の充実に努める。

発達障害を含む障害のある子供が、 障害による学習上又は生活上の困難を 主体的に改善・克服するともに、その もてる力を最大限に発揮して自立や社 会参加ができるよう、一人一人の教育 ニーズを把握し、適切な指導及び必要 な支援に努める。

キャリア教育の推進 一人一人の子供が、自らの生き方を 社会的・職業的自立ができるよ う、発達の段階に応じた指導を通して、 将来を見つめるキャリア教育の推進に 努める。

総合的な学習の時間の充実

人一人の子供が、多様なものの考 え方や学び方を身に付け、よりよく問 題を解決することができるよう、探究 的、協同的に学ぶ学習を進め、総合的 な学習の時間の充実に努める。

情報化に対応する教育の推進

人一人の子供が、必要に応じて情 報を選択し、適切に活用する能力を身 に付けることができるよう、情報モラ ルに関わる指導の充実を図りながら、 情報教育の推進に努める。

国際化に対応する教育の推進

一人一人の子供が、我が国や諸外国 の文化や伝統について理解を深めるこ とができるよう、国際理解教育の推進 に努める。

環境教育の推進

一人一人の子供が、環境と人間との 関わりについて関心と理解を深め、環 境に対する豊かな感受性を養うことが できるよう、環境教育の推進に努める。

研修の充実

尤実に努める。

性を養う道徳教育の充実に努める。

特別支援教育の充実

教職員としての資質能力を高め、自 校の教育課題を解決するために、組織 的、主体的、実質的な研修・研究の充 実に努める。

確かな学力の向上 \mathcal{Z} γ 学校教育の推進 ・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒 ₩ か 16 の課題 叵 五所川原市学校教育指導の方針 む心豊が 魅力あ 五所川原市教育基本目標 質能力の 市学校教育 ₩ ₩ 깪 の資 の文化 ₩ 五所川原 碘 Щ • 征 J 教職 力 HU 跃 1 1 舭 《めざす子供像》 ıψ ₩ 윖 生か 加 豊かな心の ₩ ₩ J 画 HU 16 う

図

泗

華

存

₩

岻

圛

J

犂

七

6

癝

袻

仁

教

核

卝

冊

渔

形

度

卅

0

む人財

を伸ばし育

「個性

の基本理念

施策の大緇

市教育

.所川原

H H

3

皿

ĸĸ

(市教育

.所川原

の施策の

市教育振興計画

・文化活動の推進と郷土芸能の継承

家庭・地域の連携推進

学 崇校 第

0 4

・能力を伸ばす学校教育の充実

ーツの推進

一人一人の個性・ 生涯学習・スポー

4-1 社会教育行政の方針と重点

(1) 基 本 方 針

市民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで 住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かし、つながりをつくり出す 社会教育の推進に努める。

(2) 重 点 目 標

① 社会教育推進のための基盤整備

生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実に努める。

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- ウ 社会教育関係団体等の活動の支援
- ② 学校・家庭・地域の連携による未来を担う人財の育成

学校・家庭・地域の連携を密にし、未来を担う青少年の育成に努める。

- ア 青少年の体験活動の充実
- イ 子供の読書活動の充実
- ウ 地域全体で子どもを育む活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実
- ③ 活力ある地域コミュニティの形成に向けた人財の育成

地域を支え、地域に貢献する人財の育成に努める。

- ア 地域活動の実践者の育成
- イ 地域活動の指導者、コーディネーターの養成
- ④ 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

市民一人一人の主体的な学習活動と学習成果を活かした社会参加活動の支援の充実に努める。

- ア 多様な学習活動の支援
- イ 社会参加活動の支援

4-2 青少年対策行政の方針と重点

(1) 基 本 方 針

関係機関・団体との連携を緊密にし、協力しあいながら、青少年の健全育成運動や非行防止活動等の健全な社会環境の基盤づくりを行い、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。

(2) 重 点 目 標

① 市民への啓発

関係団体と協力し犯罪や非行の防止に関し市民への啓発活動を行う。

② 関係団体の活動の支援

関係団体が行う青少年の指導、育成等の活動を支援する。

③ 少年相談センターの運営

青少年の非行防止のため、学校・地域・PTA・警察及び関係団体と連携して、巡回指導活動を行う。

④ 青少年健全育成運動の推進

家庭・学校・地域社会の連携を密にし、環境の浄化に努め、青少年の健全な育成を 図るための地域ぐるみの運動を推進する。

5-1 文化行政の方針と重点

(1) 基 本 方 針

本市の歴史・文化遺産等文化財の適切な保存、保護に努めていくとともに文化財についての学習機会の提供を図っていく。また、住民が地域の伝統文化・郷土芸能等を体験し、触れあうことのできる機会を提供し、伝統文化の継承に努めていく。

さらに、世代や分野にとらわれない住民の自主的な芸術文化活動の展開を図る等地域の文化振興を図っていく。

(2) 重 点 目 標

① 文化財(埋蔵文化財を含む。)の保存・整備

各種文化財の基礎調査を実施し、国、県、市の指定文化財への拡充を図るとともに、 文化財の保存、保護及び整備活用に努め、郷土の文化財への関心を高める。

② 文化財の周知

市内に所在する文化財をホームページで公開するとともに、企画展示会等を通じて 周知に努める。

③ 史跡の整備促進と指定の推進

国史跡に指定された五所川原須恵器窯跡、及び十三湊遺跡<mark>及び山王坊遺跡</mark>の調査研究と保存整備を進めながら、その活用を図るとともに、十三湊安藤氏関連遺跡の<mark>福島</mark>城跡工坊遺跡等についても国史跡指定を目指し、十三湊遺跡との一体的な保存と活用を図る。

④ 民俗芸能の保存・継承

民俗芸能の後継者の育成と発表機会の拡充を図りながら保存・継承に努める。

⑤ 芸術文化活動の促進と育成支援

市民の芸術文化活動の参加を促進するとともに、芸術文化活動を支える人財の育成を図り、芸術文化団体の活動支援に努める。

5-2 <mark>国指定重要</mark>文化財 (建造物) 等及び関連施設の運営方針と重点

(1) 基 本 方 針

旧平山家住宅はか重要文化財に指定されている建造物の各施設における関係資料の収

集、保存、展示に努め、調査研究と学習活用に資する。

(2) 重 点 目 標

旧平山家住宅

① 景観の維持及び管理

一般公開している建造物であることから、景観の維持とともに、適正な管理に努めていく。

<mark>②④</mark> 機関との連携の拡充

学校教育機関等と連携して活用の促進に努める。

太宰治記念館「斜陽館」

① 景観の維持及び管理

本館は、市内に所在する文化財施設の中でも、特に、国重要文化財に指定され、また、作家「太宰治」の生家として多くの観光客も訪れる施設でもあることから、景観の維持とともに、適正な管理に努めていく。

② 文化の拠点づくりの促進

隣接する津軽三味線会館と連携しながら、文化の拠点となるよう努める。

旧西沢家住宅

① 景観の維持及び管理

国重要文化財旧津島家住宅に隣接し、往時の町並 (景観) を残す国登録有形文化財 旧西沢家住宅について、景観の維持とともに適切な管理に努めていく。

5-3 芸術文化施設の運営方針と重点

(1) 基 本 方 針

ふるさと交流圏民センター、津軽三味線会館にあっては、市民の芸術、文化活動の拠点として、音楽や演劇など舞台芸術の公演を通じて地域芸術文化の振興を図るとともに、芸術文化活動の奨励及び育成に努める。

(2) 重 点 目 標

ふるさと交流圏民センター

① 芸術文化活動の推進

舞台芸術の鑑賞機会の提供及び地域の芸術文化活動の推進を図る。

② 貸館の利用率の向上

芸術文化の拠点として、市との連携を密にするが、指定管理者に管理運営を委ねることにより、貸館の利用の拡大を推進する。

津軽三味線会館

① 展示の充実

本館を管理運営する指定管理者と協力し、展示及び企画展等をより一層充実させていく。

② 拠点づくりの促進

津軽三味線の発祥地として、そのルーツや歴史の発信と生演奏による、その独特な音色の体感など津軽の風土と歴史が育んできた伝統芸能の学習並びに地域文化活動の拠点となるよう努める。

5-4 体育行政の方針と重点

(1) 基 本 方 針

市民一人一人が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、体育・スポーツ並びにレクリエーション等の普及と振興を図り、市民の体力と健康の増進、健康教育の充実に努める。

(2) 重 点 目 標

① スポーツの振興と指導者の充実

市民各層の自主的なグループづくりの助長と市民の健全なスポーツの育成に努める。また、体育協会等の関係機関の協力を得て、自主的グループの指導者確保に努める。

② スポーツの拡充

家族ぐるみ、家庭婦人グループ、職場単位等のグループで行うスポーツの参加を推進する。

③ 施設管理と多目的利用

施設の安全管理に努めるとともに、文化活動及びレクリエーション活動等の多目的な利用を含めた施設の利用促進を図り、市民の健康づくりと生涯スポーツの普及を推進する。

体育施設名	管理形態
つがる克雪ドーム	指定管理者による管理
市民体育館	指定管理者による管理
市営球場	指定管理者による管理
市営庭球場	指定管理者による管理
勤労者総合スポーツ施設	指定管理者による管理
漆川体育館	直営
弓道場	直営
市民プール	直営
金木運動公園	直営
B&G海洋センター金木	直営
金木相撲場	直営
嘉瀬スキー場	直営
B&G海洋センター市浦(体育館・艇庫)	直営
山村広場	直営

④ 個別施設の整備(重点整備施設)

ア つがる克雪ドーム

外部鉄骨の腐食、機械器具の故障、外構設備の老朽化等に伴う2か年計画でつがる

克雪ドームの大規模改修<mark>を実施するため、実施設計業務を行い、次年度において改修</mark> 工事を行うこととする。

有党庭球場

管理棟の基礎鉄骨部分の腐食、屋根の剥離等の老朽化に伴い、管理棟の建て替えを行う。

イ 他の体育施設

他の体育施設については、随時、施設点検を行い、補修すべき箇所の修繕を行うなど安全管理に努める。

5-5 走れメロスマラソン対策室の方針と重点

(1) 基 本 方 針

今もなお多くのファンに愛されている作家・太宰治の代表作品「走れメロス」にちなんだ「走れメロスマラソン大会」を開催することで、地域住民の健康増進、マラソン大会開催による地域間交流を通じた歴史と文化の周知を図り、五所川原市の知名度を高める。

(2) 重 点 目 標

① マラソン大会の充実強化

参加ランナーの周知徹底、大会開催方法の見直しによる参加ランナーの増加を図るとともに、スポーツ団体等関係機関との連携によるボランティア確保を目指す。

6 公民館の運営方針と重点

(1) 基 本 方 針

市民一人一人が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送り、心豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、社会教育の拠点施設として様々な学習機会を提供し、社会参加が実現できるよう生涯学習の推進に努める。

(2) 重 点 目 標

① 青少年教育の充実

人と人とのふれあいの中で、仲間づくりの大切さと豊かな心を育み、青少年の健全 育成を推進する。

② 成人教育の普及と啓発

生涯学習活動の普及、振興を図り、仲間づくりと自主的学習活動を通して得た知識、技術等を実生活の中で活用し、望ましい地域づくり、家庭づくりを奨励する。

③ 芸術・文化活動の振興

芸術、文化活動の振興<mark>に努めを図り</u>、地域住民のうるおいとゆとりのある生活環境の普及を図る。</mark>

④ 地域コミュニティの再生及び地域活性化

関係諸機関と連携・協働して現代的課題解決のため実施する地域独自の取組みを支援し、地域のきずなを深める。

⑤ 施設提供の充実

利用者へのサービス向上を図るとともに、気軽に利用できる公民館体制の充実に努める。

- ア 学習者、利用者への利便性の向上
- イ 施設、設備の充実

7 図書館の運営方針と重点

(1) 基 本 方 針

生涯学習の場を提供するとともに社会の変化に対応する多様な資料・情報を収集して、 広く市民の知識と教養を高め、教育・文化の向上と発展に努める。

(2) 重 点 目 標

- ① 図書館総合情報システムの活用と資料電子化によるサービスの向上
 - ア セルフ貸出、インターネット・館内利用者端末予約を推進する。
 - イ 資料の電子化に努め、機能向上を図る。
- ① 市民の生活・仕事・文化・読書活動を支援するサービスと広報の充実
 - ア 工夫を凝らした講習会や資料展示を継続して行う。
 - イ 市民の身近な生活や仕事の課題解決及び文化・読書活動を支援するため、所蔵資料やレファレンスサービスの周知を図る。
 - ウ 図書館利用が困難な方向けに、個々の事情に沿った読書機会を提供する。
 - エ 図書館の活動やサービスを様々な媒体により積極的に広報する。

② 蔵書の活用

計画的に選書をし、新刊書の増備に努め、新鮮で魅力的な蔵書構築を図る。同時に 既存の蔵書及び寄贈図書の有効活用を図る。

- ② 市民の課題解決・読書活動・歴史継承に役立つ資料収集・保存・提供の徹底
 - ア 各世代の、課題解決・読書活動を支える蔵書の充実を図る。
 - イ 郷土貴重資料の利用と保存継承のためにデジタル化を継続する。
 - ウ デジタルデータを含む行政資料の収集・保存・提供を徹底する。また、郷土資料 群から五所川原市行政資料を抜き出し、行政資料コーナーを新設する。

③ 読書の推進

すべての市民が読書の機会を得られるよう、創意工夫とPRに努め、読書に親しむ機会づくりに努める。図書館で、できることの幅を広げ市民の役に立つ図書館を目指す。

ア 地域社会との連携

- イ 学校及び教育施設との連携
- ウ 県内図書館との連携
- エ 各種行事の活用
- 才 読書推進PR
- カ 活字による読書が困難な方への読書機会提供
- キ 子ども司書養成講座の開催

③ 子どもの読書活動支援の充実

- ア 学校図書館への図書館システム導入及び市立図書館司書訪問支援により学校連携 を進め、学校図書館活性化及び教員の多忙化解消につなげる。
- イ 子ども司書養成講座を継続開催し、家庭・学校・地域に読書の楽しさ、すばらし さを伝える読書リーダーを増やし、読書推進につなげる。
- ウ 子どもが読書に親しみ読書習慣を身につける機会を提供するおはなし会、出張貸 出、工夫を凝らしたイベント・展示を実施する。
- エ 幼児・児童・生徒に図書館の機能・役割を知ってもらう好機であるインターンシップや見学を積極的に受け入れる。

④ 分館との協力

伊藤忠吉記念図書館・市浦分館と連携を図り、地域格差のない図書館サービスを市 民に提供し、利用促進に努める。

- ④ 行政機関、定住自立圏域及び県内図書館、関係団体との連携促進
 - ア 関連事業等の実施などで連携し、サービスや資料提供をより効果的に行う。
 - イ 定住自立圏域住民へのより充実した図書館サービス提供のために連携できること を圏域図書館間で検討する。
 - ウ 不足しがちな新刊書や専門分野資料を補うため、県立図書館や県立大学図書館の 資料を積極的に借り受け提供する。

8 学校給食センターの運営方針と重点

(1) 基 本 方 針

成長期にある児童生徒に、安心安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進や体位の向上並びに心身の健全な発達に資することを基本とし、健康と食生活との関わり、食事の重要性、食べ物の大切さを理解させるとともに、「食」を通じて思いやりや感謝の心、豊かな人間性の育成に努める。

(2) 重 点 目 標

食の指導食育の推進

日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培うとともに、望ましい食習慣や食事マナー等について指導する。

児童生徒が健全な食生活を営むことができる判断力を養い、望ましい食習慣や食事マナーを身につけさせるため、学校給食センター(以下「給食センター」という。)

と学校・家庭が連携し、日常生活における食事について正しい理解を深め、食料の生産、流通及び消費についての正しい知識を身につけるための指導を行う。

② 食生活の改善

学校給食センターと学校・家庭が連携し、児童生徒の食生活の改善を推進し、栄養の改善及び健康の増進を図る。

3 食の健康教育 ----

児童生徒及び保護者に対し、食料の生産、流通及び消費について正しい知識を身に つけさせるとともに、調理についても指導する。

④② 地産地消の推進

地産地消の推進を図るため、関係機関及び生産・加工団体と連携し、米、リンゴ、 十三湖シジミ、大豆加工品、野菜など県内地場産食材を学校給食に活用するし地産地 消の推進に協力する。

⑤ 施設の改善

単独校調理場の機能を維持し、学校給食の提供に支障が出ないように対応する。

⑥3 安全・衛生の推進

異物混入や集団食中毒等の事故を防止するため、給食センター及び単独校調理場の機能を改善・維持することにより、調理環境の安全を保つ。また、施設・給食食材加工業者・納入業者、・給食調理・配送関係者及び各学校での安全対策と衛生管理を徹底するし、事故防止に努める。

⑦ 新給食センターの稼動

平成26年度から建設を進めてきた学校給食衛生管理基準に基づく新たな学校給食 センターの今年度中の稼動を目指し準備を進める。

④ 食物アレルギー対応

食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安心安全な食物アレルギー対応を行うため、 給食センターと学校・家庭が連携し、食物アレルギー対応マニュアルに沿った適切な 対応を行い、必要に応じ、食物アレルギー対応食の提供を行う。

議案第11号

県費負担教職員人事の内申について

県費負担教職員人事について次のとおり内申する。

平成29年2月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀